

11 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例

(注) この特例は、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成29年10月1日）以後に認定医療法人が受ける経済的利益に係る贈与税について適用されます。

○ 特例の概要

認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成29年10月1日）から平成32年9月30日までの間に厚生労働大臣の認定（81ページの（注1）参照）を受けた医療法人に限り、）の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄（認定移行計画に記載された移行期限までに新医療法人（81ページの（注2）参照）への移行をする場合におけるその移行の基因となる放棄に限り、遺言による放棄を除きます。）をしたことにより、その認定医療法人が経済的利益（11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益をいいます。）を受けた場合であっても、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して提出したときは、その経済的利益について、贈与税は課税されません。**

添付書類	
1	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書
2	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
3	認定医療法人の認定移行計画の写し
4	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前におけるその認定医療法人の出資者名簿の写し
5	厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」の写しなどで、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があったことを明らかにする書類

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

《厚生労働大臣の認定が取り消された場合の修正申告等について》

この特例の適用を受けて平成29年分の贈与税の申告をした認定医療法人（その認定医療法人が合併により消滅した場合には、その合併によりその認定医療法人の権利義務の全てを承継した医療法人）が、贈与税の申告書の提出期限（6ページ参照）からその認定医療法人が新医療法人への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項又は第3項の規定により厚生労働大臣の認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして、その経済的利益について贈与税が課税されます。

この場合において、その認定医療法人は、その厚生労働大臣の認定が取り消された日の翌日から2か月以内に、平成29年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければなりません。

なお、この場合における認定医療法人の納付すべき贈与税額は、その放棄により受けた経済的利益について、その放棄をした人の異なるごとに、その放棄をした人の各一人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額となります。

12 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

(1) 特例の概要

被相続人である特定贈与者（6ページの3（注2）参照）の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置（租税特別措置法第69条の5の特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林経営計画対象山林について5%減額する特例です。）を受けるためには、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に、贈与税の申告書に次ページの（3）の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。**

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 特定受贈森林経営計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第11条第5項（森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条の規定により読み替えて適用される場合及び森林法第9条第2項又は第3項において読み替えて適用される森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第11条第1項に規定する森林経営計画（注）が定められている区域内に存するもの（森

林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林に限りします。)であること。

(注) 森林経営計画には、森林法第11条第5項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第1項に規定する森林経営計画のうち森林法施行規則第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの(その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限りします。)及び森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(3) 届出等の手続

この届出をするためには、**贈与税の申告書の提出期間内**(6ページ参照)に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」(89ページ参照)と35ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

(注) 「相続時精算課税選択届出書」及び35ページの「添付書類」は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成28年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添 付 書 類	
1	平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し
3	2の森林経営計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署にお尋ねください。

13 災害により被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例(建物・家庭用財産・自動車等の特例)

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木(以下「動産等」といいます。)の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 課税価格の計算の特例(特定土地等・特定株式等の特例)

特定非常災害発生日(注)の属する年(その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。(3)において同じです。)の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に贈与を受けた財産でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、次の表に掲げる特定土地等又は特定株式等がある場合には、贈与税額の計算におけるそれらの価額は、その特定非常災害発生日に係る特定非常災害の発生直後の価額とすることができます。

(注)1 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいい、「特定非常災害発生日」とは、同項の特定非常災害発生日をいいます((3)において同じです。)。

2 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

特定土地等	特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域(同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下「特定地域」といいます。)内にある土地又は土地の上に存する権利
特定株式等	特定地域内にあった動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等(金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。)

(3) 贈与税の申告書の提出期限の特例

特定非常災害発生日の属する年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受け、上記(2)の適用を受けることができる人の贈与税の申告書の提出期限が特定日(特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日をいいます。)の前日以前である場合には、その贈与税の申告書の提出期限は、その特定日となります。

(注) 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

○ 「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」又は「非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例」の適用に係る災害に関する税制上の措置については、それぞれの特例の概要を参照してください。